

えりも町会計年度任用職員募集のお知らせ

(部活動指導員：パートタイム)

えりも町では、令和8年4月採用のパートタイム会計年度任用職員（部活動指導員）を次のとおり募集します。

希望される方は、期日までに関係書類を提出してください。

- 1 採用人数 バレーボール部：1名
吹奏楽部：1名
- 2 勤務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 勤務場所 えりも町立えりも中学校
- 4 勤務時間 平日：14時30分から18時30分（1日2時間を上限とします）
休日：8時00分から17時00分（1日3時間を上限とします）
- 5 勤務内容 実技及び技術指導、大会等の引率、用具や施設の点検及び管理、保護者等への連絡、その他上記に付随して学校長から指示があった業務
- 6 応募資格 (1) 高等学校卒業以上の方（令和6年度卒業見込みの方を含む）
(2) 町内に居住又は通勤可能な方
(3) 普通自動車運転免許を取得されている方（任用日までに取得見込みの方を含む）
※ 徒歩通勤が可能であれば不要
(4) 学校教育に関する理解があり、指導する種目に関して専門的な知識・技能を有して生徒に適切な指導を行える方

7 勤務条件等

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (うち令和8年4月30日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。)
再度の任用	選考等を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えると、無期の任用への転換申込みはできません。）
就業の場所	えりも町教育委員会 えりも町立えりも中学校
従事すべき業務の内容	(1) 実技及び技術指導 (2) 大会等の引率 (3) 用具や施設の点検及び管理 (4) 保護者等への連絡 (5) その他、上記に付随して学校長から指示があった業務
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 平日 始業及び終業時間（14時30分から18時30分） ※ 上記の時間のうち、1日2時間を上限とします。 休日 始業及び終業時間（8時00分から17時00分） ※ 上記の時間のうち、1日3時間を上限とします。 ※ 大会参加等の引率の場合は、1日の活動時間が勤務時間となります。 2 休憩時間（無） 3 時間外労働の有無（無） 4 休日勤務（有）

勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週土曜日又は日曜日 <ul style="list-style-type: none"> ※ 土曜日又は日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。 ※ その他の勤務しない日は、校長が提示する勤務表によって定められます。 なお、定期テスト期間中等、部活動を行わない日を含みます。 ・休日 国民の祝日に関する法律による休日 年末年始の休日（12月31日から翌年1月5日まで） ・その他（校長が定める夏期・冬期休業日、3学期末から新学期までの休業日及び臨時休業日） <p>《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」</p>
休暇	<ol style="list-style-type: none"> 1 年次有給休暇 <ol style="list-style-type: none"> (1) 繰り越し分 残日数 (2) (1)に加え、6か月経過時に10日（年次有給休暇付与の条件を満たす場合） <p>※ 特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。</p> 2 その他の休暇 <ol style="list-style-type: none"> (1) 有給（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、忌引、結婚、妊娠婦の休息・補食、妊娠婦の健康診査及び保健指導、妊娠中の通勤緩和、夏季休暇、出生サポート、配偶者出産、育児参加、産前、産後） (2) 無給（保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髓ドナー） 3 時間外勤務代休時間（無） <p>《詳細》 「えりも町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」</p>
育児休業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 育児休業（可） <p>備考（子の1歳6か月に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる場合は、育児休業をすることができます。）</p> 2 育児短時間勤務（不可） 3 部分休業（可） <p>備考（週3日以上又は1年間121日以上の勤務で、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の場合は、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で、部分休業を取得することができます。）</p> <p>《詳細》 「えりも町職員の育児休業等に関する条例及び規則」</p>
給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 報酬の額 <p>時間額（1,203円～1,425円）</p> <p>※ 上記は目安です。勤務日数、勤務時間、学歴や経験年数によって変わります。</p> <p>（えりも町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び規則により決定します。）</p> 2 期末手当及び勤勉手当の額 <ol style="list-style-type: none"> (1) 期末手当（計算方法：基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額に期別支給割合及び在職期間割合を乗じて得た額。） (2) 勤勉手当（計算方法：基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額に支給率及び規則で定める率を乗じて得た額。） 3 通勤に係る費用 移動手段によるためお問い合わせください。

	<p>4 休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当（報酬）の割増率 (1) 休日勤務 135%（午後10時から翌日の午前5時までは160%） (2) 夜間勤務 125%</p> <p>5 報酬支払日 (1) 報酬 時間額 翌月10日（月末締め） (2) 期末・勤勉手当 6月5日、12月5日（それぞれ6月1日、12月1日に在職しており、任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に支給） (3) その他（時間外勤務報酬 原則として翌月の15日までに支給） （ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その日に最も近い日で土曜日、日曜日又は休日でない日）</p> <p>6 報酬の支払方法 指定口座への振込み</p> <p>7 報酬 支払時の控除 希望により、住宅使用料（町の管理するものに限る。）、水道使用料、団体生命保険料、親ぼく組織の会費、団体及び個人加入の預貯金、職員共済組合貸付金の控除有</p> <p>8 再度任用時の経験年数換算（有）</p> <p>《詳細》 「えりも町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」</p>
退職手当	<p>（無）</p> <p>《詳細》 「北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例」</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出でください。）</p> <p>3 免職の事由及び手続</p> <p>(1) 分限免職（地方公務員法第28条第1項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限についての手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ア 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合 イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ウ 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 エ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職（同法第29条第1項） 次の場合の一に該当するときは、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ア 法律又は条令、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制（無）</p> <p>5 その他の離職事由</p> <p>(1) 死亡した場合</p> <p>(2) 地方公務員法第16条（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合</p>
服務	すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。 また、任用時には服務の宣誓を行い、任期中は以下の義務を負います。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条） (3) 秘密を守る義務（同法第34条） (4) 職務に専念する義務（同法第35条） (5) 政治的行為の制限（同法第36条） (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）
そ の 他	<p>1 社会保険に関する事項 (無)</p> <p>2 雇用保険に関する事項 (無)</p> <p>3 災害補償に関する事項 「労働者災害補償保険法」により補償されます。</p> <p>4 安全及び衛生に関する事項 健康診断及びストレスチェック（ 無 ）</p> <p>5 休職に関する事項 次の場合の一に該当するときは、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第28条第2項）。</p> <p>(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</p> <p>(2) 刑事事件に関し起訴された場合</p> <p>6 その他 公務のため旅行した際の費用については、「えりも町職員の旅費に関する条例」の例により、費用を弁償します。</p>